

## 第7章 環境保全のための措置の再検討

1 期区間における事後調査及びモニタリング調査の結果と、評価書に記載された予測結果及び保全目標とした基準との整合性を調べ、相違が生じた場合の原因及び環境保全措置の必要性を検討した。

### 7.1. 環境保全措置の再検討に係る検討結果の概要

#### 1) 大気質

「資材及び機械の運搬に用いる車両に係る大気質・粉じん等」の事後調査結果は、評価書の予測結果及び保全目標とした値を下回っていた。

また、「建設機械の稼働に係る大気質・粉じん等」のモニタリング調査結果は、保全目標とした値を下回っていた。

以上のことから、見直しの必要はないと考えられる。

#### 2) 騒音

「資材及び機械の運搬に用いる車両に係る騒音」の事後調査結果は、評価書の予測結果及び保全目標とした値を下回っていた。

また、「建設機械の稼働に係る騒音」のモニタリング調査結果は、保全目標とした値を下回っていた。

以上のことから、見直しの必要はないと考えられる。

#### 3) 振動

「資材及び機械の運搬に用いる車両に係る振動」の事後調査結果は、評価書の予測結果及び保全目標とした値を下回っていた。

また、「建設機械の稼働に係る振動」のモニタリング調査結果は、保全目標とした値を下回っていた。

以上のことから、見直しの必要はないと考えられる。

#### 4) 低周波音

「建設機械の稼働に係る低周波音」のモニタリング調査結果は、保全目標とした値を下回っており、工事施工箇所周辺の住民からも苦情はなかった。

以上のことから、見直しの必要はないと考えられる。

## 5) 地下水の水位

工事の実施による地下水位の低下は、令和3年3月時点で見られていないことから、再検討の必要はないと考えられる。

## 6) 日照阻害

評価書では、日陰時間が「ほとんどなし～4時間」であったが、道路構造の変更に伴う検討の結果、砂原地区において、一部の住居で、日影時間が5時間を超えると予測された。供用後において、日陰時間が5時間を超えると認められる場合には、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に基づき適切に対処する。

## 7) 動物

1期区間において、動物の事後調査で確認された重要種は、評価書で環境保全措置を実施することとしているシマヘビを除き、いずれも事業の実施による影響はほとんどないと考えられたことから、追加的な環境保全措置の必要性はないと判断した。

ただし、2期区間において、事業の実施により生息環境（オギ草地）の一部が改変される可能性があるカヤネズミ（重要種）について、環境保全措置を追加する必要があると考えられる。

また、事業の実施は、オオタカ等猛禽類の生息環境へ及ぼす影響はほとんどないと考えられたことから、オオタカ等猛禽類に対する工事中の配慮は必要ないと判断した。

調査結果及び検討結果の妥当性については学識者の指導・助言を得た。

動物の移動経路の確保について、計画段階では、小曲盛土区間において動物が移動に利用するためのボックスカルバートを設置することとし、ボックスカルバートには、はいだし側溝を設置する計画とした。検討結果の妥当性については学識者の指導・助言を得た。

施工段階では、検討結果に基づき小曲盛土区間において、はいだし側溝付のボックスカルバートを設置した。

## 8) 植物

植物の事後調査の結果、確認された重要種は、いずれも事業の実施による影響はほとんどないと考えられたことから、追加的な環境保全措置の必要性はないと判断した。

調査結果及び検討結果の妥当性については学識者の指導・助言を得た。

以上のことから、見直しの必要はないと考えられる。

## 9) 生態系

周辺景観や生態系に配慮した法面緑化の基本方針、緑化目標、緑化材料、緑化工法等を検討し、法面緑化基準を作成した。

また、法面緑化基準に基づき、植栽工を実施し、法面の早期緑化に成功した。

法面は、法面緑化基準の基本方針通りに変化していることから、見直しの必要はないと考えられる。

## 10) 景観

周辺景観や生態系に配慮した法面緑化の基本方針、緑化目標、緑化材料、緑化工法等を検討し、法面緑化基準を作成した。

また、法面緑化基準に基づき、植栽工を実施し、法面の早期緑化に成功した。

法面は、法面緑化基準の基本方針通りに変化していることから、見直しの必要はないと考えられる。

## 11) 人と自然との触れ合いの活動の場

周辺景観や生態系に配慮した法面緑化の基本方針、緑化目標、緑化材料、緑化工法等を検討し、法面緑化基準を作成した。

また、法面緑化基準に基づき、植栽工を実施し、法面の早期緑化に成功した。

法面は、法面緑化基準の基本方針通りに変化していることから、見直しの必要はないと考えられる。

## 12) 廃棄物等

建設副産物の収集運搬処分について、マニフェストによる記録保管を実施している。

また、安全性の確保された発生土の搬入の確認については、盛土材に使用する建設発生土の受入基準を策定し、盛土材として建設発生土を受け入れる際には、土壌、重金属等の含有、溶出試験等の分析により安全性の確保された発生土の搬入を実施している。

以上のことから、見直しの必要はないと考えられる。